

## 令和2年度 県工事発注に係る格付けのための技術者要件の認定について

令和元年10月  
三重県 県土整備部 建設業課

三重県では、県工事（下記6業種）の発注において格付けを利用しており、格付けは総合点と1級技術者数により行っています。令和2年6月適用の県工事発注に係る格付けに用いる1級技術者数の確認のため、以下により技術者要件の認定を行います。

つきましては、三重県に入札参加資格申請を提出されている方で、下表の各ランク（○印）の格付けの対象となる方は、技術者要件確認のため、所定の書類を提出及び提示してください。

なお、本認定を受けられまないと、令和2年度格付けに反映されませんので、ご注意ください。（上位ランクの格付けを希望されない方については、受審義務はありません。）

表

ランク	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事
A	○	○	○	○	○	○
B	○	○	不要	不要	不要	不要
C	不要	不要				

※次年度の総合点が上位格付けの要件を満たすことが判明してからの受審は認められません。現在「不要」のランクの方においても、次年度に上位ランクの格付け要件を満たす可能性がある場合は、技術者要件の認定を受けてください。

### 令和2年度格付けの技術者要件

1	土木一式工事	
	Aランク	1級技術者5名以上 〔うち3名：公共工事の主任（監理）技術者の実績〕
	Bランク	1級技術者2名以上 〔うち1名：公共工事の主任（監理）技術者の実績〕
	Cランク	上記以外のもの
2	建築一式工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	1級技術者1名以上
	Cランク	上記以外のもの
3	電気工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	上記以外のもの
4	管工事	
	Aランク	1級技術者3名以上
	Bランク	上記以外のもの
5	舗装工事	
	Aランク	1級技術者5名以上（※2級技術者は2名で1名と数えます） 〔うち3名：公共工事の主任（監理）技術者の実績〕
	Bランク	上記以外のもの
6	造園工事	
	Aランク	1級技術者2名以上
	Bランク	上記以外のもの

## 県内業者用説明書

- 総合点については、未定です。令和元年度発注標準（P 8～9）を参考としてください。
- 各技術者については、認定基準日（令和元年 11 月 1 日）において6ヶ月以上（5月1日以前から）継続して雇用関係にあること。
- 主任（監理）技術者の実績については認定基準日から見て過去5年以内に完成（引渡し）（平成 26 年 11 月 1 日から令和元年 10 月 31 日に完成認定を受けた工事）した工事を対象とします。

### 1 技術者要件

上 記 「令和2年度格付けの技術者要件」参照

### 2 必要となる書類（認定基準日：令和元年 11 月 1 日現在。以下、同様とします。）

#### ○全業種共通

次の(1)～(4)の書類を準備してください。

なお、提出書類についてはA 4サイズにそろえて頂きますようお願いいたします。

#### (1) 技術者調書（様式 1）

※審査後、受付のうえ副  
1部を返却します。

..... **提出（正副2部）**

- ア 認定基準日時点で継続した雇用を確認できる1級技術者および舗装に係る技術者を対象とします。
- イ 技術者の資格は、添付されている技術者資格コード表（1）及び技術者資格コード表（2）を参照して記入してください。
- ウ 舗装工事の格付けを希望される方は、技術者資格コード表（2）についてのみ該当する技術者も記載できます。
- エ 格付けを希望する業種に関係のないコードは記入しないでください。
- オ 技術者資格コード表にないコードは記入しないでください。
- カ 技術者要件を満たす人数分を記入してください。
- キ 記入方法に従っていただかないと、格付けに反映できない場合があります。
- ク このほか、この説明書及び様式 1（県内業者用）技術者調書に記載されている事項をよく読んで記載してください。

#### (2) 技術者調書に記載した技術者の資格を確認できる書類

..... **原本又は写し持参・提示**

- ア 技術者調書に記載した資格に関する資格証をご用意ください。（合格証明書や免許証等の原本または写し、または、監理技術者資格者証の写し）
- イ 監理技術者資格者証は技術者が携行する必要があることから、本人が審査会場へ来庁する場合以外は写しを持参してください。

#### (3) 技術者調書に記載した技術者の継続した雇用状況を確認できる書類

..... **持参・提示**

認定基準日（令和元年 11 月 1 日）時点において、6ヶ月以上の継続した雇用（5月1日～10月31日）を次のア～ウの書類により確認します（ア～ウの全てが必要です。）。

## 県内業者用説明書

### ア 次に示す(a)～(c)のいずれかの書類（**原本**とあるものは写し不可）

- (a) 健康保険被保険者証（事業所名が記載されているもの）**写し可**
- (b) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（又は、健康保険被保険者適用除外承認証でも可。申請時直前のもの。）**原本**
- (c) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 **原本**（※平成29年1月1日より、これまで雇用保険の適用除外であった65歳以上の方も、雇用保険の適用対象となりました。）

ただし、上記の書類では雇用状況を確認できない技術者については、次に示す（d）～（f）のいずれかの書類で確認します。

- (d) 確定申告書の表紙及び役員報酬明細（税務署受理済みの申請時直前のもの。）**原本**
- (e) 市町が発行する所得証明書（申請時直前のもの。）**写し可**及びそれに対応する源泉徴収票発行控え**原本**
- (f) 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用、申請時直前のもの。）**原本**

### イ 賃金台帳若しくはそれに類する給与の支払いに関する書類又は所得税源泉徴収簿 **原本**

同一企業内の他の従業員（又は役員）と比較して著しく賃金が低い場合には、技術者として認定できないことがありますのでご注意ください。

### ウ 出勤簿又はそれに類する勤務状況を管理する書類 **原本**

会社等の定める勤務日数と比較して著しく日数が少ない場合（おおむね4分の3を目安にしてください。）や、月の半分以上勤務しなかった月がある場合等は、技術者として認定できないことがありますのでご注意ください。

技術者が役員であるため、出勤状況を確認できる書類が無い場合は、役員であることを証する書類を提示してください。（例：登記簿や建設業許可申請書及び役員一覧の写し等）

### エ 注意事項

- (a) b、cについては、認定基準日以前6ヶ月（5月1日から10月31日）以上の状況がわかるものを持参してください。
- (b) **技術者要件を満たす人数**の雇用確認ができるようにしておいてください。  
なお、審査会場で技術者要件を満たす人数が確認できない場合、再度の審査が必要となります。
- (c) 育休等によりやむを得ない事情で一時的に勤務していない職員については、就業規則等により会社として制度を導入しており、認定基準日から遡って6ヶ月を超える連続する期間において、社会保険に加入している場合で、健康保険・厚生年金保険育児休業等取得者申出書（育休）、標準報酬月額決定通知書又は住民税特別徴収額決定通知書（その他の休業）等により確認できる場合に限り認定します。

## ○土木一式工事、舗装工事のみ

- (4) 技術者調書に記載した技術者の、過去5年以内に公共工事（単独又は共同企業体の構成員として元請けした工事に限ります）に主任（監理）技術者として従事した実績を確認できる書類

..... **写し・提出**

次のア、イのいずれかにより、受注した工事が公共工事で、過去5年以内に主任（監理）技術者として

従事したことを確認します。

**ア コリンズ登録を義務付けている工事の実績**

- (a) 登録内容確認書（工事实績） ※竣工登録されたものに限ります。

**イ コリンズ登録を義務付けていない工事の実績（下記（a）～（c）全て）**

- (a) 発注機関が発行した完成認定書（写し）等  
(b) 工事内容が確認できるものとして、契約書、仕様書（変更含む）及び現場代理人選任通知書等  
(c) 技術者がその工事に配置されていたことを証する書類として技術者従事証明書

**ウ 注意事項**

- (a) 主任（監理）技術者の実績については認定基準日（令和元年11月1日）から見て過去5年以内に完成（引渡し）（2014年（平成26年）11月1日から2019年（令和元年）10月31日に完成認定を受けた工事）した工事を対象とします。
- (b) 実績要件は完成（引渡）時点で配置技術者であることとします。ただし、少なくとも後半半期以上従事していないと認められません。
- (c) 認定基準日（令和元年11月1日）から見て過去5年以内に完成（引渡し）した工事において、その工事の（建設業法第26条の規定による）主任技術者等となることができる資格を契約日から有し、かつ、契約日から完成日までの全工事期間中現場代理人として従事していた者も可とします。  
（ただし、コリンズ登録工事に限定します）
- (d) 土木一式工事の格付けにおいては土木一式工事の実績、舗装工事の格付けにおいては舗装工事の実績が必要となります。
- (e) 他工種と同時発注されている舗装工事においては、直接工事費のうち、上層路盤工・基層工・表層工の工事費の合計が過半を占める工事としますが、その内容を証明する資料（発注者の設計書等）を提示してください。
- (f) 技術者要件を満たす人数分が確認できれば可とします。
- (g) 工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいいます。
- (h) 公共工事とは、公共機関等（国の機関、地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人又は国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人）発注の工事をいいます。

**3 舗装工事の技術者に関する追加説明**

舗装工事の技術者の資格については、他の業種（土木・建築・電気・管・造園）と以下の点において技術者の認定の仕方が異なっています。

- (1) 認定基準日（令和元年11月1日）の6ヶ月前（5月1日以前）から継続して雇用関係にある技術者が5名以上いること。ただし、二級資格者は2名で1名と数えます。
- (2) 5名以上の技術者の資格は次のいずれかであること（組み合わせで5名以上で可。）。
- ア 一級土木施工管理技士 （建設業法 技術検定）
- イ 一級建設機械施工管理技士 （建設業法 技術検定）

## 県内業者用説明書

ウ 二級建設機械施工管理技士（建設業法 技術検定） ※

ただし、部門は第3種、第4種、第5種に限る。

エ 一級舗装施工管理技術者

オ 二級舗装施工管理技術者 ※

カ 技術士（建設）

※二級技術者は2名で一級技術者1名相当とします。

- (3) (2)の技術者のうち3名以上が、認定基準日(令和元年11月1日)から見て過去5年以内に、公共機関等が発注して完成（引渡し）した舗装工事の主任技術者又は監理技術者、主任技術者等となることのできる資格を有する現場代理人としての経験を有すること。

なお、他工種と一体として発注されている場合、舗装工事とは直接工事費のうち上層路盤工・基層工・表層工の工事費の合計が過半を占める工事とします。この内容が確認できる資料（発注者の設計書等）をご用意ください。

(技術者・工事実績の例)

氏名	生年月日	有資格区分コード(※2)										公共工事実績の有無(※3)	
		1	1	3									土木
三重 太郎	S10.2.3	1	1	3									
三重 次郎	S12.5.5	1	1	1									○
三重 三郎	S15.7.7	1	1	3									○
三重 史郎	S18.8.8	9	9	2									○
三重 五郎	S22.9.9	3	1	2									
三重 六郎	S26.6.6	9	9	1									

	技術者	工事実績
三重太郎	1	0
三重次郎	1	1
三重三郎	1	1
三重史郎	0.5	1
三重五郎	0.5	0
三重六郎	1	0

上記の申請の場合、二級資格のみの技術者は0.5名相当として計算します。

工事実績は、二級資格の技術者の実績も1名として計算します。

このことから、技術者は5名うち公共工事の実績保有者3名となります。

#### 4 申請の方法及び受付場所

次の期間内に、それぞれの管轄建設事務所にて要件認定を実施しますので、必要書類を持参してください。

(郵送は不可。管轄建設事務所の総務課に予約のうえ、内容について説明のできる方がお越しください。)

- (1) 桑名 建設事務所 (第2会議室)  
令和元年11月25・26・28日(月・火・木)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (2) 四日市 建設事務所 (第21会議室)  
令和元年12月12・13・16日(木・金・月)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (3) 鈴鹿 建設事務所 (第11会議室)  
令和元年12月2・3・6日(月・火・金)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (4) 津 建設事務所 (第65会議室)  
令和元年12月16・17・23日(月・火・月)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (5) 松阪 建設事務所 (32会議室)  
令和元年12月9・10・17日(月・火・火)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (6) 伊勢 建設事務所 (404会議室)  
令和元年12月5・6・12日(木・金・木)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (7) 志摩 建設事務所 (小会議室)  
令和元年11月15・19日(金・火)の2日間(時間 9:00~16:00)
- (8) 伊賀 建設事務所 (第4会議室)  
令和元年11月11・12・14日(月・火・木)の3日間(時間 9:00~16:00)
- (9) 尾鷲 建設事務所 (201会議室)  
令和元年11月28・29日(木・金)の2日間(時間 9:00~16:00)
- (10) 熊野 建設事務所 (401会議室)  
令和元年11月22・25日(金・月)の2日間(時間 9:00~16:00)

※建設事務所により曜日が異なりますので注意してください。

管轄建設事務所	電話番号	管轄建設事務所	電話番号
桑名	0594-24-3661	伊勢	0596-27-5197
四日市	059-352-0664	志摩	0599-43-5125
鈴鹿	059-382-8680	伊賀	0595-24-8200
津	059-223-5200	尾鷲	0597-23-3524
松阪	0598-50-0577	熊野	0597-89-6142

#### ※ 注 意

上記期間に令和2年度格付けに係る技術者要件の認定手続をされませんと、令和2年6月1日の格付けに反映されませんのでご注意ください。  
なお、上記期間に受審できない場合は前もってご相談ください。

# 県内業者用説明書

## 別 表

### 1. 提出・持参書類一覧

業 種	コード	提 出 書 類		持 参 ・ 提 示 書 類			必要員数	
		様式1 技術者 調 書	コリンズ等、工事实績を確認できる書類	資格者証 技術者証 (原本・写し)	雇用状況確認書類			
					健康保険 被保険者証 等	賃金台帳 等		出勤簿 等
土木一式	01	○	○ (土木一式工事の実績)	○	○	○	Aランク 5名分 実績はうち3名分 Bランク 2名分 実績はうち1名分	
建築一式	02	○	—	○	○	○	Aランク 3名分 Bランク 1名分	
電気工事	08	○	—	○	○	○	Aランク 3名分	
管工事	09	○	—	○	○	○	Aランク 3名分	
舗装工事	13	○	○ (舗装工事の実績)	○	○	○	Aランク 5名分 実績はうち3名分	
造園工事	23	○	—	○	○	○	Aランク 2名分	

### 2. 工事实績を確認できる書類一覧

#### (1) コリンズ登録を義務付けている工事の場合

①登録内容確認書（工事实績）	<u>必須</u> （竣工登録されたものに限りま）
②発注者の設計書等	舗装工事で、他工種と一体として発注されている場合に必要

#### (2) コリンズ登録を義務付けていない工事の場合

①完成認定書（写し）等	<u>①～⑤は全て必須</u>
②契約書（変更含む）	
③仕様書（変更含む）	
④現場代理人選任通知書等	
⑤技術者従事証明書	
⑥発注者の設計書等	舗装工事で、他工種と一体として発注されている場合に必要

## 県内業者用説明書

(参考) 三重県建設工事発注標準別表 (令和元年6月1日適用)

### 1 [土木一式工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	3,000 万円以上	① 総合点840点以上 ② 1級技術者5名以上 (うち3名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000 万円以上 7,000 万円未満	① 総合点760点以上 ② 1級技術者2名以上 (うち1名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500 万円未満	上記以外のもの

### 2 [建築一式工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	5,000 万円以上	① 総合点810点以上 ② 1級技術者3名以上
B	1,500 万円以上 1 億円未満	① 総合点750点以上 ② 1級技術者1名以上
C	5,000 万円未満	上記以外のもの

### 3 [電気工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	1,500 万円以上	① 総合点770点以上 ② 1級技術者3名以上
B	3,000 万円未満	上記以外のもの

### 4 [管工事]

区分	設計金額	格付け基準
A	1,500 万円以上	① 総合点780点以上 ② 1級技術者3名以上
B	3,000 万円未満	上記以外のもの



## 県内業者用説明書

### 5 〔舗装工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	500 万円以上	① 総合点 830 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000 万円未満	上記以外のもの

### 6 〔造園工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	全て	① 総合点 720 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上
B	700 万円未満	上記以外のもの

注 1) 区分への格付けは、別表に示す格付け基準のすべての条件を満たしてはなりません。

注 2) 1 級技術者とは、建設業法の各業種で必要とする監理技術者となり得る国家資格の有資格者をいいます。

ただし、舗装工事については 1 級舗装施工管理技術者も、1 級技術者の有資格者とします。

注 3) 舗装工事において、2 級建設機械施工技士 (ただし、種別は第 3 種、第 4 種、第 5 種に限る。) 又は 2 級舗装施工管理技術者は 2 名で 1 級技術者 1 名相当とします。

注 4) 公共工事の主任技術者の実績は、基準日 (平成 30 年 11 月 1 日) から見て過去 5 年以内に完成 (引渡し) をした工事を対象とします。

また、主任技術者としての資格を有し、現場代理人として全工事期間中の配置実績を有する者も可とします。

注 5) 詳細な運用については、別途定める。